

日高村サテライトオフィス誘致支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名 日高村サテライトオフィス誘致支援業務委託

(2) 事業の目的

日高村は、日高村総合計画並びに総合戦略に基づき、産業振興と雇用の場の創出を行う企業誘致に取り組んでいる。

本業務は、全国約 1,000 自治体が行っているサテライトオフィス誘致事業とは差別化するために、日高村の地域資源や地域課題を活用し、日高村の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

①サテライトオフィス誘致戦略作成

日高村の地域資源（地域課題）を洗い出し、その地域資源に関連した誘致すべき企業を選定し、誘致した際の「メリット」を明確化する。戦略策定の際に、庁内関係者より幅広く情報を収集すること。

②プレゼンテーション資料の作成

誘致戦略や誘致に関する情報をイベント出展時や商談時等に企業に届けるためのプレゼン資料（パワーポイント）7 ページ程度を制作すること。

③誘致支援ミーティングの実施

誘致に係る不明点や懸念点をなくし、効率的な業務遂行と誘致活動を実施できるようミーティングを3回実施すること。

④視察対応の支援

企業誘致担当職員が自ら視察対応ができるように視察対応マニュアルを提供すること。作成者は、実際に企業の誘致経験がある者とする。

⑤地方進出検討企業との面会の場の設定

日高村と地方進出検討企業がオフラインにより面談できるイベント等を受託者が1回開催し、地方進出検討企業に向けてプレゼンと商談ができる場を提供すること。

なお、積極的な商談機会を提供するために、受託者が自ら開催するオフラインイベントでは、1 イベントあたりプレゼン時は 80 名以上の聴講者を集め、また、商談企業は合計

20社以上設定すること。

イベント申込/参加企業リストをイベント終了後に提出すること。

(4) 委託期間

令和8年5月1日から令和9年3月19日まで。

2 見積限度額

(1) 5,060千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「公募型プロポーザル方式選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する選定委員会を開催します。選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と村は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手に進みます。20日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて村と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日高村の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は、令和8年4月20日(月)17時15分までに別紙様式2「質疑書」によりFAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話にて着信確認をしてください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、様式2「参加申込書」に資格要件の確認書類を添

えて申込みをしてください。

- 参加申込書
- 法人概要書（パンフレットで可）

（１） 参加申込書

① 提出方法

郵送又は電子メール（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限 令和 8 年 4 月 20 日（月）17 時 15 分（必着）

③ 提出先 〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷 61-1

日高村産業環境課 TEL 0889-24-4647

電子メール sangyou@vill.hidaka.lg.jp

（２） 資格要件の確認

日高村産業環境課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了後に、確認を令和 8 年 4 月 22 日（水）17 時 15 分までに申込者へ電子メールにて通知します。

（３） 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（村の閉庁日を除く。）以内に、書面により、村長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 村長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（村の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書

様式の指定はありませんが、プレゼン時にスクリーンに投影できるように作成してください。電子メール若しくは、郵送でご提出ください。（正本 1 部）

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和 8 年 4 月 28 日（火）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は日高村情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和8年4月9日(木) 募集開始

令和8年4月20日(月) 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和8年4月20日(月) 質疑書の提出締切り

令和8年4月22日(水) 17:00 企画提案書の提出締切り

令和8年4月23日(木) 予定 審査委員会(プレゼンテーション)

オンラインでも可

令和8年4月28日(火) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(選定委員会での使用に限ります。) します。
- (3) 提出された企画提案書は、日高村情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を文書にて提出してください。開示・非開示の判断は提出された文書に基づき行うものではなく、同条例に基づき村が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

日高村産業環境課 担当者 戸梶、氏原 TEL 0889-24-4647 FAX0889-24-4793

E-mail sangyou@vill.hidaka.lg.jp

その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の日高村との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合は、参加者は失格になることがあります。
 - ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、村職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続の過程で、日高村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合